

添付法令資料 2 :

エネルギー鉱物資源セクターのリスクベース事業許可の実施における
事業活動基準に関する2026年6月8日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則No. 7 (目次)
同月12日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	リスクベース事業許可
第1節	通則 (第2条)
第2節	基本要件 (第3条)
第3節	エネルギー鉱物資源セクターにおける PB (事業許可) 及び PB UMKU (事業活動を支援するための事業許可) (第4条及び第5条)
第3章	監督 (第6条)
第4章	行政制裁 (第7条ないし第12条)
第5章	雑則 (第13条及び第14条)
第6章	経過規定 (第15条ないし第17条)
第6章 (原文ママ)	終則 (第18条ないし第21条)